

工場立地法届出の概要

令和3年2月
大口町まちづくり部企業支援課

■工場立地法について

工場立地法は、工場立地が周辺地域の生活環境との調和を図りつつ適正に行われることを目的として、生産施設、緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合を定め、一定規模以上の工場等（特定工場※）を新設又は変更する際に、事前に市町村へ届け出ることを義務付けています。

※「特定工場」とは、製造業（物品の加工修理業を含む）、電気供給業（水力・地熱発電所を除く）、ガス供給業又は熱供給業に係る工場又は事業場であって、その規模が以下のいずれかに該当するものをいいます。

○敷地面積	9,000 m ² 以上
○建築物の建築面積の合計	3,000 m ² 以上

■届出について

特定工場の新設又は変更をしようとするときは、工場立地法により、届出が受理された日から90日を経過した後でなければ、新設又は変更をしてはならないとされています。

※実施制限期間の短縮が認められる場合は90日を30日と読み替えます。

◆新設の届出（法第6条、施行令第1条、第2条）

特定工場を新設する場合は、届出を要します。

なお、用途の変更又は敷地面積もしくは建築物の建築面積を増加することにより特定工場となる場合も同様に届出を要します。

◆変更の届出（法第8条、一部改正法附則第3条）

- ・既存工場で特定工場の規模を有するものが、昭和49年6月29日以後に下記1～5に係る変更（工場の増設、スクラップ&ビルド等）を行う場合は届出を要します。

（一部改正法附則第3条）

1. 製品
 2. 敷地面積
 3. 建築面積
 4. 生産施設面積
 5. 緑地及び環境施設の面積並びに配置
- ・新設の届出又は上に述べたような届出をしたものが、その後さらに変更をする場合もそのたびごとに届出を要します。（法第8条）

◆変更の届出を要しない軽微な変更（法第8条、一部改正法附則第3条、施行規則第9条）

- ・生産施設、緑地及び環境施設の面積並びに環境施設の配置の変更を伴わない建築面積の変更
- ・生産施設の修繕によるその面積の変更であって、その修繕に伴い増加する面積の合計が30㎡未満のもの
- ・特定工場に係る生産施設の撤去
- ・特定工場に係る緑地又は緑地以外の環境施設の増加

◆**氏名・名称・住所の変更及び地位の継承**（法第12条、第13条）

氏名、名称・住所の変更及び地位の継承が行われた場合も届出を要します。

◆**実施の制限**（法第11条）

届出が受理された日から90日を経過した後でなければ、原則として工場の新設、又は変更にあたって最初に必要となる埋立工事、造成工事、施設建設工事等は開始できません。

なお、届出の内容が法第9条の勧告の要件に該当しない場合は、必要とみとめられる範囲で実施制限期間の短縮が認められます。

※実施制限期間は、最短で30日に短縮できます。

◆**勧告、変更命令**（法第9条、法第10条）

届出に係る事項が、生産施設面積や緑地面積の敷地面積に対する割合等について定めた工場立地に関する準則に適合しない場合等については、届出の日から60日以内に勧告を受けることがあります。

また、勧告に従わない場合は、届出の日から90日以内に変更命令を受けることがあります。

◆**罰則**（法第16条～第20条）

次の場合には懲役を含む罰則が課せられますのでご注意ください。

- ・届出をせず又は虚偽の届出をした場合
- ・実施の制限に違反した場合
- ・変更命令に違反した場合

■工場立地に関する準則

工場立地法では、製造業等に属する事業者が拠るべき基準として、工場の敷地面積に対する生産施設の面積や緑地等の面積の割合を定めた準則を公表することとされています。

大口町では、町内の工場等の転出防止及び競争力強化につながる工場増改築等、再投資の活性化を図るため、大口町工場立地法地域準則条例により、国の準則で定められた緑地面積率等を緩和しています。

◆生産施設、環境施設の面積

	摘要	敷地面積に対する割合	面積の測り方	
生産施設	<p>次のア～エに係る「機械又は装置が設置される建築物」（工場建屋）又は「屋外の機械又は装置などの生産プラント」（屋外プラント）</p> <p>ア…製造業における物品の工程（工修理程を含む）</p> <p>イ…電気供給業における発電工程</p> <p>ウ…ガス供給業における工程</p> <p>エ…熱供給業における工程</p>	<p>業種別に 30%～65 %</p> <p>【第1種】…30% アンモニア製造業、尿素製造業、石油製造業、 コークス製造業、ボイラ・原動機製造業</p> <p>【第2種】…40% 伸鉄業</p> <p>【第3種】…45% 窯業・土石製品製造業（※） ※以下の業種を除く 板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、 ほうろろ鉄器製造業、七宝製品製造業、 人造宝石製造業</p> <p>【第4種】…50% 鋼管製造業、電気供給業</p> <p>【第5種】…55% でんぷん製造業、冷間ロール成型形鋼製造業</p> <p>【第6種】…60% 高炉による製鉄業、 石油製品・石炭製品製造業（※） ※以下の業種を除く 石油精製業、潤滑油・グリース製造業、 コークス製造業</p> <p>【第7種】…65% 第1種～第6種以外の製造業、ガス供給業、 熱供給業</p>	<p>【工場建屋】 建築基準法施行令に定める水平投影面積</p> <p>【屋外プラント】 水平投影図の外周によって囲まれる面積</p>	
環境施設	緑地	<p>【工業地域】 5%以上 (うち重複緑地等※50%以下)</p> <p>【市街化調整区域】 5%以上 (うち重複緑地等※50%以下)</p> <p>【上記以外の区域】 20%以上 (うち重複緑地等※25%以下)</p>	<p>【工業地域】 10%以上</p> <p>【市街化調整区域】 10%以上</p> <p>【上記以外の区域】 25%以上</p>	<p>【樹林地の面積】 原則として区画の面積</p> <p>【低木地、芝生地等】 低木又は芝生等で表面が被われている面積</p>
	その他	<p>噴水、水流、池その他の修景施設、 屋外運動場、広場、屋内運動施設、 教養文化施設、雨水浸透施設、 太陽光発電施設、工場又は事業場の 周辺の地域の生活環境保持に寄与 することが特に認められるもの</p>		<p>【修景施設、屋外運動場、 広場】 区画された土地の面積</p> <p>【屋内運動場、教養文化施設、 太陽光発電施設】 建築物の水平投影面積</p> <p>【雨水浸透施設】 区画された土地の面積 (当該施設が地表に出ている面積に限る。)</p>

※「重複緑地等」とは、①駐車場の上の藤棚、パイプの下にある緑地など、緑地と他の施設が重なり合っている場合の緑地、又は②建築物屋上等緑化施設をいう。